

令和4年会津美里町議会定例会1月会議

議事日程 第1号

令和4年1月11日（火）午後1時30分開会

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案理由の説明

第4 議案第1号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第13号）

第5 議案第2号 改築学校給食センター（仮称）消耗品購入契約について

第6 議案第3号 改築学校給食センター（仮称）備品購入契約について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 会 (午後 1時30分)

○開会の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会1月会議を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

説明員の報告はお手元に配付したとおりです。

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

7番 村 松 尚 君

8番 小 島 裕 子 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（横山知世志君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。定例会の会期は、本日から12月までの通年としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月までの通年と決定いたしました。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、議案第1号から議案第3号の計3議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 改めて、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしく願い申し上げます。

本日、令和4年会津美里町議会定例会1月会議を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご参集を賜り、誠にありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案3件の提案理由をご説明いたします。

初めに、議案第1号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第13号）であります。原油高騰に伴う必要経費等を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,916万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億1,478万円とするものであります。

次の議案第2号は、改築学校給食センター（仮称）消耗品購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第3号は、改築学校給食センター（仮称）備品購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第1号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第13号）についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第1号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第13号）につきましてご説明をいたします。

予算書と併せまして提出案件資料2ページから5ページ、提出案件参考資料1ページから4ページを御覧ください。なお、今回の補正予算につきましては、主に住民税非課税世帯等に対する臨時特別

給付金給付事業及び原油価格の高騰対策に係る補正でございます。事業概要につきまして、提出案件参考資料として添付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書表紙でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,916万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億1,478万円とするものであります。

第2条は、繰越明許費でございます。2枚おめくりいただきまして、第2表、繰越明許費を御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、総合福祉支援事業、1億3,027万1,000円でございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきまして、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。歳入であります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金2億6,079万3,000円の補正増につきましては、1節の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金及び給付事務費補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活支援として臨時特別給付金を支給するため、それぞれ記載のとおり新たに計上するものであります。

3目衛生費国庫補助金1億4,517万3,000円につきましては、1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金について増額をするものであります。

次に、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金200万円の補正増につきましては、1節の原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業補助金について新たに計上するものであります。

4目農林水産業費県補助金2,800万円の補正増につきましては、1節の施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金について新たに計上するものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億1,680万1,000円の補正減につきましては、今回の補正予算における一般財源余剰分の調整のため、減額をするものであります。

1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。歳出でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2億7,691万4,000円の補正増につきましては、提出案件参考資料の1ページから3ページに記載いたしました事業に係るものでありますので、提出案件参考資料でご説明をさせていただきます。

提出案件参考資料の1ページを御覧いただきたいと存じます。事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業であります。事業概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活支援として臨時特別給付金を支給するものでございます。支援対象といたしましては、基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯、それから2、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、基準日における令和3年度分の住民税の非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯であります。支援内容につきましては、対象

世帯1世帯について10万円を支援するものであります。事業費であります。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として2億5,000万円、その事務費として1,054万2,000円を計上するものであります。

続きまして、参考資料の2ページであります。事業名、住民税非課税世帯に対する灯油購入費等助成事業であります。事業概要であります。原油価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯に対し、冬期間における暖房用灯油購入費等の一部を助成するものであります。助成対象は、基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税である世帯であります。助成内容は、対象世帯1世帯につき5,000円を助成するものであります。事業費といたしましては、福祉灯油購入費等助成金として1,125万円、その事務費として7万4,000円を計上するものであります。

続きまして、参考資料の3ページであります。事業名、燃料高騰に伴う社会福祉施設等燃料購入補助金交付事業であります。事業概要であります。原油価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等に対し、施設利用者の送迎及び施設の暖房等に係る燃料購入費用の一部を補助するものであります。補助対象は、町内で事業を営む社会福祉法人等の冬期間5か月分の施設燃料購入費でございます。補助内容といたしましては、それぞれ1リッター当たりですが、ガソリン13円、軽油14円、灯油12円、重油11円を補助するものでございます。事業費といたしましては、燃料高騰に伴う社会福祉施設等燃料購入補助金として504万6,000円、事務費として2,000円を計上するものであります。

予算書の4ページにお戻りいただきまして、今ほどの3つの事業を実施するため、3節の職員手当等から18節の負担金補助及び交付金まで、それぞれ記載のとおり新たに計上させていただくものであります。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費25万1,000円の補正増につきましては、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る時間外勤務手当について増額するものでございます。

5ページに参ります。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用につきまして、今後の執行見込みにより、11節の役務費から17節備品購入費まで、それぞれ記載のとおり補正するものであります。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費4,200万円の補正増につきましては、原油価格の高騰対策に係る事業でございますので、提出案件参考資料でご説明をさせていただきます。

提出案件参考資料の4ページを御覧いただきたいと思います。4ページでございますが、事業名、施設園芸等原油価格高騰対策緊急支援事業であります。事業概要は、原油価格の高騰により、燃油の使用量を削減するため新たに保温資材や重油を使用しない加温機を購入する園芸農業者に対し補助金を交付するものであります。支援対象といたしましては、福島県施設園芸等原油価格高騰対策緊急支援事業補助金の交付要件を満たす者であり、野菜、山菜、花卉、野菜苗、花卉苗、キノコ類を栽培し、出荷販売をする農業者でございます。燃油の使用量を事業実施前年度の実績よりも削減する計画があり、事業実施前年度の出荷量を維持する取組であることとするものであります。支援内容といたしま

しては、重油及び灯油の使用を抑制するため新たに購入する内張り被覆資材、ヒートポンプ、循環扇、トンネル資材等の購入費用について補助するものでございまして、事業費であります。施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金として4,200万円を計上するものであります。

予算書5ページにお戻りください。今ほどご説明いたしました内容につきまして、18節の施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金4,200万円を新たに計上するものであります。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書を添付してございます。御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第2号 改築学校給食センター（仮称）消耗品購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里君。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、議案第2号 改築学校給食センター（仮称）消耗品購入契約についてご説明いたします。

議案書1ページ、提出案件資料1ページ上段、提出案件参考資料5ページを御覧ください。本案は、改築学校給食センター（仮称）消耗品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、現在改築工事を進めております会津美里町学校給食センターにおいて使用する消耗品の購入で、契約の内容といたしましては、学校給食用ボウルや仕切り皿等の食器類、トレー、スプーンや箸、また包丁やまないたなどの調理器具類等でございます。

契約の方法は、指名競争入札であります。

契約金額は、581万3,867円です。

契約の相手方は、福島県大沼郡会津美里町下堀字中川498番地、有限会社川嶋厨房設備、代表取締役、川嶋一雄であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はございませんか。

9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 議案第2号の関係で、入札の方法なのですが、指名競争入札ということになっております。しかし、これ300万以上、一般土木建築工事、工事については300万以上の場合、予定価格ですね、これについては指名競争入札もあります。1,000万以上になってくると制限競争、一般競争入札になります。1,000万以下ですね。しかしながら、測量設計委託、物品の購入、分類としては消耗品となっています。これについては、300万を超えない分、要するに300万未満については指名競争入札となっております。しかしながら、この場合予定価格910万を超えています。そうだとすれば、この入札制度に係る研修会の資料、これを見れば制限付一般競争入札と、こうなっているのです。こちらの区域の分け方が300万以上と以下、ここがちょっと合わないのではないのでしょうか。この理由はどうなのでしょう。

○議長（横山知世志君） 答弁。

○9番（渋井清隆君） 議長、これ勉強会のときに渡していますよね。私これでもって説明しているのです。

○議長（横山知世志君） ちょっと待ってください。

○9番（渋井清隆君） これを見れば分かるはずですよ。

○議長（横山知世志君） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時52分）

再 開 （午後 1時56分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、まず議員お示しの資料、これは令和3年8月6日の議会の研修会資料の件だと、この資料の中身だと思います。その10ページの設定金額別入札方法の箇所の件だと思いますが、この件につきまして、表の一番下表の備品、財産の購入等につきましては、300万以上の場合については制限付一般競争入札（指名選考委員会）というような表記をさせていただいておりました。しかし、これにつきましては、大変申し訳ございません、300万以上につきましては、今の制度上、指名競争入札、これにつきましては指名選考委員会で審議する内容でございましたので、大変申し訳ございません、8月6日の研修資料の金額別入札方法の表記が間違っておりましたので、この場でおわびさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（横山知世志君） 9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） この入札の方法の金額の捉え方というのは、確かに自治法にもありますけれども、これは各自治体の財政規模でもって、法律の範囲内で定めているわけです。したがって、これは今便宜上そういうふうに答弁を申し上げていますが、あくまでもこれを見てください。130万以下の場合には随契ですよ。したがって、指名選考委員会は要らないと、300万以下は要らないのです。これ全部違ってきますよ、そういう答え方しますと、答弁は。これを見てください。例えば一般土木、指名競争は130万以下ですよ。選考委員会にかけるのは300万以下ですよ。言っていることが違いますよ、あなた。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かにこの6日の資料が間違っていたことについて、大変申し訳ございません。ただ、現在の町の入札の制度上、今回の消耗品の入札につきましては、あくまでも指名競争入札で指名選考委員会の中で審議する内容としてやっておりますので、問題ないかと思っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） 指名選考委員会、それでは今言った根拠をちゃんと、では財産の物品がどうのこうのという、それは町の例規集なり規定なり、どこに書いてあるのですか、それ。示してください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいま議員のおただし、それを示してくれということでございますが、

あくまでもこの基準につきましては町の運用上の取扱いということで、その指名選考委員の中で毎年協議をしまして、毎年やっているというようなことをございますので、ご理解いただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 9番、ちょっと、3回でありますので、許可しますので、答弁者も簡潔に分かりやすく答弁するように。

9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今申し上げていますのは、やはり規則、規定というのは、運用上と中身に書いていなければ、条例は公のことを書いてあります。それがちゃんと書いてあるのがこれなのでしょうというの。それを基づいて私は質問しているのに対して、総務課長は何を根拠と基にして言っているのかというと、その都度、その都度選考委員会にかけてやっているのだ、こんなばらばらなことはないでしょう、自治体が。ちゃんと運用上になっていけば、例規集の中にも書いてあれば、公開原則ですよ。どこに書いてあるのですかということを知っているのです、今。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、まず今回、今渋井議員がおっしゃっているこの資料につきましては、大変申し訳ございませんでした。こちらの手違いで間違った表記をいたしました。その件については大変申し訳ございません。

その根拠と申しますが、いわゆる例規集、例えば条例なり規則、要綱上にきっちり表記するべきであろうというご質問だと思いますが、現在そういった規定の要綱等はございません。ただ、今般入札制度の見直しを行っておりますので、その中で改めて今検討させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

〔「議長、もう一回言わせて」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） 改めて見直ししていると、見直ししているから、いいのだと、そういう問題ではないでしょうというの。現行法規は今でしょうということを知っているのです。今のことを言わないで、見直しのことを言っていたってしょうがないでしょう、それは。今後の対応の仕方でしょうが。今現在ですよ。ちゃんと答弁してください。何回もないのですから、答弁のあれは。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ですから、現在はそういった要綱等の表記はない中で運用しているということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） 条例でも何でも議会の議決でもって従って、規則、規定は運用上でやるから、議決は要らない。いつでも改正はできるわけだから。なぜそういう結果をやらないで、今見つかったから、そういうことだという、便宜上しゃべっているだけでしょう。法律は現行上で動くのですよ。いつ幾日から適用した、いつ幾日から適用する、遡及で、みんな附則でうたうでしょう、そういうのを。そういうのは全然関係なくて、条例も法令も何にも要らないということを言っているでしょう。総務課長が言うのは、条例というのは金科玉条のごとし立派なものをつくっても、そういうふうを守る人がいなければ、何らつくる意味がないのです。誰しもが分かることなのです。例えば総務課長がいなくなったら、今の言葉誰ができますか。何も書いていないのだから。これは、誰がいなくなっても公平にそれをもって運用するものが規則とかそういうものなのです。書面審議なのです。言葉で、いや、これだったら、今ここから見直すから、今これでやっているのだと、これはないでしょう。であれば、こういうことを我々に出さなければいいのだよ、この間。未知数のやつは。決定したから、出したのでしょう。ちょっと言っていることがおかしいですよ、あなた、総務課長として。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） まず、この今議員お示しの資料でございますが、これは現行今入札制度の改革を行っている中で、現状の入札制度について町が作り、議員の皆様にご説明申し上げた資料でございます。まず、そこは1点ご理解いただきたいと思います。再三にわたる条例、規則なりの根拠が必要だろうという議員のご指摘だと思いますが、当然必要であれば条例なり規則は必要だと思っておりますが、この金額については基本的には必要ないものと考えております。しかしながら、やはり明確な基準は必要だと思っておりますので、その基準については、毎年、指名選考委員会の中で決定をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 総務課長、正確な資料を求めたいと思いますので、提出してください。

総務課長。

○総務課長（國分利則君） 了解いたしました。大変申し訳ございませんでした。

〔「はい、分かりましたって、出せるのかい、それ。つくってもいないのに出せないべ。」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 現在までの分で。後日でいいです。

根本謙一議員、12番。

○12番（根本謙一君） 今の質疑を聞いておりますと、何ほど本当にお恥ずかしい限りだなと。我々に説明してきた内容が間違っていましたと、今さらにそういうことを言わなければならないという、これは全く残念で、審議のしようがないに値する議案だと思います。それはそれでしっかり整理つけて、議会にお示しをいただきたい。

具体的に内容に入ります。いわゆるこの入札結果表を見ますと、落札者の金額があまりにも低くて、

計算しますと57%ほどで落札されております。ほかの入札者を見ますと、2番目に上がっておりますのが95%です。あまりにも差があり過ぎて、同じ仕様書から積算されたとは想定しにくい。いわゆる質上にとっても、品物の質、問題はないのか、その辺は所管としてどのように捉えているのか、このままこの価格でいってしまっているのかということも含めてご答弁をいただきたい。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、今回落札されました川嶋厨房設備の金額について、ほかの業者よりも安いのではないかとというような内容でございましたが、仕様書としてはもちろん皆さん同じ仕様書を御覧いただいたの入札の結果でございますので、特に問題はないかと思っております。また、ここに示しました業者につきましては、調理器具等を常日頃扱っている業者ということでございますので、特に学校給食用の調理器具等には詳しいといえますか、常日頃も扱っているような業者でございますので、特に問題ないと思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） そう答弁するしかないのかもしれませんが、現実この数字を見てください。課長は、この数字を見て何も疑問を持たないで、一番安価なほうで落札されてよかったというふうなことなのか。ほかの3番目、4番目、5番目は近いです。落札者だけが金額があまりにも低過ぎると。普通、素人でもこれおかしくないか、大丈夫かと普通は思うと思います。そこは業者等に確認するとか、あるいは独自に調査するとか何もなくて、いや、入札価格上これでいいのだというふうなことで済みますのか、私は少し強い懸念を持つものですが、再度の認識を伺います。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの再度のご質問でございますが、先ほども申し上げましたが、こちらの業者につきましては常日頃学校給食関係の物品を取り扱っております、その仕入先等も様々なメーカー等もよく承知している業者ではございますので、そちらの業者の企業努力と考えております。特に問題はないと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 3番目ですので、これで終わりますけれども、企業努力と簡単に課長はおっしゃいますけれども、2番目の入札価格と30%も違うのです。確かにこの入札者の事業内容も知っております。品物そのものに不足があるのかなんとかという、そこまでの疑念は私は持っているものではありませんけれども、いずれにしても入札価格のあまりにもこの差、これはやっぱりそれなりの対応はすべきではなかったかというふうに思います。あまりにも開き過ぎます。原価を割っても仕事を取りたいという、いわゆる建設業界でもよくある話ですけれども、本当にそれでいいのですかと、そういうやり方で町は受けていいのですかということです。再度のご答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 再度のおたがしでございすが、何度も申し上げておりますが、同じ仕様書により適正に入札を実施した結果でございすので、またこの業者につきましては、学校給食のいろんなことを今までも取り扱った実績もございすので、この業者については適正であると思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 予定価格の設定についてお伺いします。

落札者以外の4者、応札した業者の金額を見ますと、税込み価格になりますと、予定価格を超えております。1者しか、予定価格以内に収まったのは1者だけではあるのですが、4者が予定価格を上回っている応札の金額になっているわけなのですが、そもそもこの予定価格の設定がちょっと低かったのではないのかなと思うのですが、この設定についてはどうなのか、お聞きします。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） この予定価格の設定につきましては、この入札に参加していない、別な、こちらのほうで指定した地元ではない業者、メーカー等に3者ほど実勢価格を見積りを取りまして、その平均を取ったところでございます。特に一つ一つの詳しいメーカー指定ではございませんでしたので、同等品ということで仕様に合わせたもので見積りを取りまして、平均の実際の実勢価格ということで予定価格を設定したものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 10番、星次議員。

○10番（星次君） 2点ほどお伺いいたします。

起工伺いをやって、指名内申、それから指名選考委員会からもらって、通知を出して、2者が辞退しているのです。この辞退した理由を聞かせてください。というのは、先ほど課長は調理器具を扱っている業者を指名したのだと言っていますが、ばらばらです。この7業者の中で物品を納入している業者と設備工事をしている業者、これはばらばら、こういう指名の仕方がないのです。先ほど言ったみたいに、調理器具を専門に扱っている業者というのはいるのです。その見積り取った業者、そういうところからやっているにもかかわらず、ここの7業者のうち2業者が辞退したというのはそれなりの理由があるのです。できないのです、この業者の方々は本当に納期限があるし、そういうところをお聞かせください。

もう一点、この業者、最低価格で落札した業者、これ納期限に、3月23日まで、これ自分で作るわけでないで、やっぱりメーカーに頼むのです。その辺の流れをちゃんと把握してやらないと間に合わないと思うのです。その辺ちゃんと確認しているかどうか、お聞かせください。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長、まず辞退理由について答弁。

教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、辞退した2者につきましては、特に辞退の理由をこちらで確認しているものではございません。

ただ、こちらに指名した7者につきましては、町の工事等請負有資格業者名簿に登録されている業者で、学校給食に関わりがあり、厨房、衛生器具等を主な営業品目にする事業者を指名したところありますので、今ほども申し上げましたが、学校給食の器具類等については営業品目としているという判断で、この7者を指名したところでございます。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） 我々3回しかできないので、課長、明確なる答弁をお願いしたいのですが、課長は今言ったのです。辞退した理由が分からなくて、何で辞退ってここに記載してあるのですか。どこで、では把握したか教えてください。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） こちらに、入札結果表に載ってございます辞退の下の段のほうに書いてございます日付で辞退届が提出されたものでございます。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） これで3回になってしまうから、ちょっと……

○議長（横山知世志君） その次の納期の部分は、まだ3回あります。

○10番（星 次君） この記載している日にちは分かります、辞退と。ただ理由もなく辞退だったのですか。文書で来たのが、その辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 辞退届については特に理由を記載する欄もございませんので、辞退届ということで受け付けたものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 10番、2つ目の納期の件について。

○10番（星 次君） それで、先ほど1回目の途中に言いましたが、容器で、この個数、330というふうな個数があるのです。それで、納期までに納入できるかというような心配があるわけでございます。それで、仕様書をちょっと見ないと分からないですが、このボウルとかトレーとか仕切り皿というのは、種類がアルマイトとか、ステンレスとか、どちらかとか、きちんとその辺は仕様書に書かれていると思うのですが、納期に間に合わないときは、4月から学校昼食始まるので、古いものを使おうかなんていうことにならないように私は心配するので、質問しているのです。その辺よろしく願いします。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 仕様書のほうにPEN樹脂ということで、具体的な仕様もきちっ

と記載されておりまして、なおかつ納期につきましても、入札の際にも納期内の納品ということで、こちらのほうからもきちっと確認しておりますので、こちらの今回の入札の消耗品につきましては納期納品が可能であると考えております。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） 品物についてちょっと聞きづらかったので、再度ははっきり言ってほしいと思います。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 樹脂製なのですが、PEN樹脂製というものでございます。それは、ボウルや仕切り皿等、食器類についてはそういった樹脂製のものでございます。これは、今現在高田学校給食センターのほうでも使用しているような素材のものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 13番、根本剛議員。

○13番（根本 剛君） 星議員ともちょっと関連するのですけれども、関連してお聞きします。

まず、この納期の件も本当に守られるのか。さらには、これ納期には間に合わないから、事業の変更契約等が公共工事でよく見受けられるのです。入札当初はこういう価格で落札、応札した件があるわけですけれども、その後、議会にはのっからないので、事業変更契約として行政報告にのっかることが多々あるのですから、そういう点で私は確約という意味で事業の変更契約はないものと、この場でお約束願えますか。その辺のをちょっと聞いておきます。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 基本的に令和4年度4月の当初から新しい学校給食センターで給食を提供することに方針として決めておりますので、納期はきちっと守っていただいて、納品していただくようお願いしておりますので、よほど大きな災害等、例えばですけれども、何かない限りはきちっと計画どおりにいくものと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第3号 改築学校給食センター（仮称）備品購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里君。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、議案第3号 改築学校給食センター（仮称）備品購入契約についてご説明いたします。

議案書2ページ、提出案件資料1ページ下段、提出案件参考資料6ページを御覧ください。本案は、改築学校給食センター（仮称）備品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、現在改築工事を進めております会津美里町学校給食センターにおいて使用する備品の購入で、契約の内容といたしましては、角型二重食缶等でございます。

契約の方法は、指名競争入札であります。

契約金額は、1,078万2,578円です。

契約の相手方は、福島県大沼郡会津美里町下堀字中川498番地、有限会社川嶋厨房設備、代表取締役、川嶋一雄であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はございませんか。

9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） これも議案第2号と全く入札の方法は同じですが、それではなく、別な方法で

ちょっとお聞きしたいと思ったのですが、これは物品、要するに物品の購入契約。そうしますと、これ備品ということになっていきますので、この備品とする分類。備品ですよ、分類は。あと、備品についての定義があると思うのです。それについてお伺いしたい。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、備品購入の備品の定義でございますが、3万円以上、3年以上使用するということでの備品購入ということでございます。

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） これは明確にありますよね、備品というの。3万円以上は当たっています。ただ、これはあくまでもおおむねの云々です。おおむね3年以上、おおむね3万円以上ですか、図書をもって閲覧と。これは財務規則、地方自治法からも来ているのですけれども、この第194条、分類に別表3に明確にあるのです。ですから、3万ばかりではないのです。せっかく、先ほども言うように、こういうものがちゃんとあるのです、運用は。ですから、先ほども総務課長の答弁はいかなものかというのと同じなの。したがって、説明する場合はやはりそういうところをきちんと、3万ばかりではないのです。明確に書いてあるのですから、それをきちんと分かった上で説明願いたい。

以上。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 議員ご指摘のとおりで、財務規則の部分につきましてもきちっと説明すべきであったかと思えます。申し訳ありませんでした。

○議長（横山知世志君） 最後ちょっと聞こえなかった。

○教育文化課長（松本由佳里君） 財務規則についてもきちっと説明すべきであったと思えます。すみません。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会 1 月会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これで令和 4 年会津美里町議会定例会 1 月会議を散会いたします。

散 会 （午後 2 時 3 0 分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 村 松 尚

議 員 小 島 裕 子